

衝原湖の湖面を利用した水上アクティビティ体験事業
及び神出山田自転車道シェアサイクル事業支援補助金交付要綱

令和 7 年 5 月 21 日
経済観光局長・建設局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、豊かな自然に恵まれた北区衝原湖周辺の活性化や観光誘客を図ることを目的に、周辺の魅力を伝えながら持続的なアクティビティ体験事業を実施する事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

(対象事業)

第 2 条 本補助金の対象は、次の各号のすべてを実施する事業とする。

- (1) 衝原湖の湖面を利用した水上アクティビティ体験事業（カヌー等）（以下、「湖面利用事業」という。）
- (2) 神出山田自転車道周辺に設置する複数の貸し出し・返却拠点により自転車を貸し出し、返却を受け付ける事業（以下、「シェアサイクル事業」という。）

(補助対象者)

第 3 条 補助事業の対象となる者（以下、「補助事業者」という。）は、「衝原湖の湖面を利用した水上アクティビティ体験事業及び神出山田自転車道シェアサイクル事業」の公募において選定された者とする。

(対象経費)

第 4 条 補助事業の対象となる経費は、補助事業者が令和 7 年度から実施する湖面利用事業及びシェアサイクル事業のうち、当該年度内の実施に要する次の各号の経費とする。

- (1) 初期費用（詳細は別紙に定める）
- (2) 運用経費（詳細は別紙に定める）

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、前条に定める対象経費のうち、当該年度の予算の範囲内で、次に掲げる額とする。

令和 7 年度	前条第 1 号に係る経費の全額を対象とし、400 万円を上限とする額
	前条第 2 号に係る経費の 2 分の 1 の範囲内で、150 万円を上限とする額
令和 8～9 年度	前条第 2 号に係る経費の 2 分の 1 の範囲内で、350 万円を上限とする額
令和 10～11 年度	前条第 2 号に係る経費の 2 分の 1 の範囲内で、300 万円を上限とする額

(補助対象期間)

第 6 条 補助の対象となる期間は、当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

(交付申請)

第7条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、当該補助事業を実施しようとする年度の4月10日までに市長に提出しなければならない。ただし、令和7年度については、この限りでない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 補助対象経費明細書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書により申請後1月以内に申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書をもって申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第2号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適當であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書又は補助事業中止（廃止）承認通知書により、補助事業者には通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、当該年度終了後速やかに市長まで提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第4号）
- (2) 事業内容報告書
- (3) 収支決算書
- (4) 補助対象経費明細書
- (5) 次年度以降の事業計画書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、補助金額等確定通知書により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、第8条に規定する補助金の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第 12 条 市長は、補助金の交付額の確定後、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 13 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(受領の委任)

第 14 条 補助事業者は、第 12 条の規定により交付される補助金の受領を第三者に委任する場合、受領委任状（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、第 4 条第 1 号に掲げる初期費用で取得した財産（以下、「取得財産等」という。）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供すること（以下、「財産処分」という。）をしてはならない。ただし、「衝原湖の湖面を利用した水上アクティビティ体験事業及び神出山田自転車道シェアサイクル事業」に係る協定（以下「協定」という。）の事業期間終了時である令和 12 年 3 月 31 日を経過したとき、又は市長が承認した場合は、この限りではない。

2 補助事業者は、前項に掲げる承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第 1 項に掲げる承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち財産処分の時から協定の事業期間終了時までの間に相当する分を原則として市に納付させるとともに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 5 月 21 日から施行する。

(別紙)

対象経費	初期費用	カヌー等の水上アクティビティアイテム（ライフジャケット、パドル含む）、自転車、その他市長が適当と認める経費
	運用経費	人件費、消耗品費、光熱水費、燃料費、使用料・賃借料、保険料、報償費、旅費、印刷製本費、広報費（予約管理システム経費を含む）、通信費・運搬費、修繕費（自転車修理費、附属品の購入）、雑役務費、原材料費、委託費、その他市長が適当と認める経費